

<p>2. 注文衣料 （生地を販売した事業者が、当該生地を購入した者又は贈答された者の委託により縫製した衣料をいう。）のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)紳士服 (2)ワイシャツ (3)婦人服 (4)学生服</p> <p>(昭和 52. 4. 19 施行) (平成 23. 4. 1 一部改正) (平成 28. 12. 1 一部改正) (令和 1. 7. 1 一部改正)</p>	<p>(1) 繊維の組成 (2) 取扱方法 (3) 事業者の氏名又は名称</p>	<p>(1) 繊維の組成（混用率を含む。）は、繊維製品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第558号）に定めるところにより表示すること。</p> <p>(2) 取扱方法は、日本産業規格L0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に定める表示記号を用いて、同規格で規定する方法により表示すること。この場合において、注文衣料に付着しているボタン、アクセサリその他これに類するものの取扱方法が当該注文衣料の本体の取扱と異なるときは、その取扱方法もあわせて表示すること。</p> <p>(3) 表示すべき事項は、注文衣料の見やすい箇所に見やすく、容易に剥がれない方法で表示すること。</p>
<p>3. ガス瞬間湯沸器</p> <p>(昭和 52. 4. 19 施行)</p>	<p>(1) 使用上の注意 (2) 事業者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>(1) 使用上の注意は、次のア及びイにより表示すること。</p> <p>ア 器内に長時間たまっていた水は、飲用又は調理に用いないでください。</p> <p>イ 換気注意</p> <p>(2) 事業者の氏名又は名称及び住所の表示は、ガス瞬間湯沸器の本体又は取扱説明書に見やすく表示すること。</p> <p>(3) (1)のアによる表示は、ガス瞬間湯沸器の本体の見やすい箇所に見やすく、容易にはがれない方法により、(1)のイによる表示は、バランス式型ガス瞬間湯沸器を除き、ガス瞬間湯沸器の本体表面に容易にはがれない方法によりそれぞれ表示すること。</p> <p>(4) 表示に用いる文字は、6号（(1)のイによる表示に用いる文字は1号）の活字以上の大きさと、地色と対照的な色とすること。</p>

<p>4. 歯みがき (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬部外品及び化粧品に限る。)</p> <p>(昭和 54. 5. 1 施行) (昭和 56. 6. 1 一部改正) (平成 13. 12. 25 一部改正) (平成 26. 11. 10</p>	<p>(1) 配合目的名 (2) 配合成分名</p> <p>ただし、他の法令に定めのある場合を除き、内容量が50グラム(ミリリットル)未満の場合及び外部の包装のない旅行セット用等の歯みがきで、この告示の規定による表示が行われている同一成分のものが市販されている場合は、配合目的名及び成分名の表示を省略することができる。</p> <p>(参考) ○「化粧品の全成分表示の表示方法等について」(平成 13年3月6日付医療審発第163号医薬監麻発第220号厚生労働省医療局審査管理課及び監視指導、麻薬対策課長通知) ○医薬部外品、化粧品の表示事項等(医薬品、医療機器等の品質、</p>	<p>(1) 配合目的名及び配合成分名は次により表示すること。</p> <p>ア 医薬部外品歯みがき 次の(ア)又は(イ)により表示すること。</p> <p>(ア) 配合目的名は、「研磨剤」、「発泡剤」「着色剤」等歯みがきに含まれる成分の配合目的を表す名称を用い、それぞれの配合目的ごとの成分の総量を比較して多い順に表示すること。配合成分名は、歯みがきに含まれる各々の成分を配合目的ごとに区分し(1つの成分が2つ以上の配合目的を有する場合は、主な配合目的に区分する。)、当該配合目的ごとに、最も量の多いもののほか、表示が必要な成分の名称を表示すること。ただし、水については表示することを要しない。</p> <p>なお、配合成分の処方変更があつて、配合目的名又は配合成分の表示の順を変更する必要が生じた場合でも、従前の表示の順に限り当該処方変更後6月の間はなお従前の表示の順によることができる。</p> <p>(イ) 全ての配合成分を表示する場合は、次のイにより表示することができる。</p> <p>イ 化粧品歯みがき 配合成分名は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定により、配合目的名はそれぞれの配合成分名に併記して表示する。ただし、水及び配合目的を表示することが著しく困難な配合成分は、配合目的名の表示を省略することができる。</p> <p>(2) 表示すべき事項は、外部の包装(外部の包装のない場合は直接の容器)の見やすい箇所に印刷、ラベルの貼付その他の方法により表示すること。</p> <p>(3) 表示に用いる文字は、日本産業規格Z8305(活字の基準寸法)に規定する6ポイント以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。</p>
--	---	---

<p>一部改正、平成 26.11.25施行) (令和 1.7.1 一部改正)</p>	<p>有効性及び安全 性の確保等に関 する法律)</p>	
<p>5. 注文カーテ ン（消費者の 注文により 事業者が自 己の生地を もって縫製 し販売する カーテンを いう。） (昭和 54.5.1 施行) (平成 28.12.1 一部改正) (令和 1.7.1 一部改正)</p>	<p>(1) 取扱方法 (2) 事業者の氏 名又は名称</p>	<p>(1) 取扱方法は、日本産業規格L0001に定める 表示記号を用いて、同規格で規定する方法により表示 すること。 (2) 表示すべき事項は、注文カーテンの見やすい箇所に見 やすく、容易にはがれない方法で表示すること。</p>
<p>6. 防虫剤（衣 料品等の害 虫防除を目 的とする製 剤）</p>	<p>(1) 使用目的 (2) 原材料名 (3) 用途 (4) 使用方法 (5) 使用上の注 意 (6) 保存方法 (7) 標準使用量 (8) 内容量 (9) 事業者の氏 名又は名称、住 所及び電話番 号</p>	<p>(1) 使用目的は、次のアからウまでに準じて表示すること。 ア 繊維製品防虫剤 イ 毛皮製品防虫剤 ウ 皮革製品防虫剤 (2) 原材料名は、次のアからウまでのうち該当する製剤名 を商品名のそばに表示すること。 ア パラジクロルベンゼン製剤 イ ナフタリン製剤 ウ しょう脳製剤 エ エムベントリン製剤 オ その他の製剤は主な防虫成分名を用い、「○○製剤」 とすること。 (3) 用途は、「洋服ダンス用」、「引き出し用」等具体的に表 現すること。 (4) 使用方法は、製品ごとに分かりやすく表示すること。 (5) 使用上の注意は、次のアからオまでについて必要な表 示をすること。この場合、アの事項については、アンダ ーラインを引く、文字を大きくする、文字の色を変える 等他の表示に比べ特に目立つように表示すること。 ア 安全に使用するため、次の(イ)につき表示するほか (イ)についても製品の特性等を勘案し、必要な注意を表 示すること。</p>

		<p>(ア) 幼児の事故防止のための注意</p> <p>(イ) その他安全に使用するため必要な注意</p> <p>イ 原材料を異にする他の製剤と併用すると支障のある製剤は、その旨を具体的に表示すること。</p> <p>ウ 合成樹脂製品等に支障のある製剤は、その旨を具体的に表示すること。</p> <p>エ 標準使用量を用いて一般的な使用をした場合に有効と事業者が認める期間（以下「有効期間」という。）を、次に準じて表示することができる。</p> <p>有効期間使用開始後約○か月（年）</p> <p>この場合、有効期間が温度、使用状態等で一定しないことの説明及び取替え時期を示す目印を付した製品はその説明を表示することができる。</p> <p>オ その他製品の形態等により必要な注意</p> <p>(6) 保存方法は、次に準じて表示すること。</p> <p>密封して温度の低いところに保存してください。</p> <p>(7) 標準使用量は、衣装箱、タンスの引出し、洋服ダンス等具体的な使用箇所を示し、包、個、枚、シート、秒間等分かりやすい単位を用いて表示すること。</p> <p>(8) 内容量は、グラムの単位で単位を明記して表示すること。ただし、防虫成分を紙又は不織布等に含ませた製品（使用時に含ませる製品を含む。）は、枚、個、包等分かりやすい単位を用いて表示すること。</p> <p>なお、内容量に包数等を付記する場合は、次に準じて括弧を付して表示すること。</p> <p>○○g （約○○包）</p> <p>○枚 （1枚○○cm×○○cm）</p> <p>○○g （約○○秒間）</p> <p>(9) 表示すべき事項は、最少販売単位ごとにその容器又は包装の見やすい箇所に見やすいように表示すること。ただし、容器又は包装に表示することが困難なものについては、容易に離れないように取り付けた下げ札によることができる。</p> <p>なお、表示すべき事項のうち（5）から（9）までの事項は、見出しをつけて、一括表示（枠で囲ってまとめて表示）すること。ただし、（9）の事項は見出しを省略すること及び枠外に表示することができる。</p> <p>(10) 表示に用いる文字は、見出しについては日本産業規格 Z 8 3 0 5（活字の基準寸法）に規定する 8 ポイントの活字以上、本文については 6 ポイントの活字以上の大き</p>
--	--	--

<p>(昭和 56. 11. 1 施行) (平成 2. 12. 1 一部改正) (令和 1. 7. 1 一部改正)</p>		<p>さとすること。ただし、前記活字の大きさを使用することが困難なものにあつては、見出しについては6ポイントの活字以上、本文については4. 5ポイントの活字以上の大きさにすることができる。</p>
<p>7. 使いすてカイロ (使用時に火又は電気等の外部エネルギー(酸素、水等を除く。)を与えずに、内包された薬品類の化学反応を熱源として昇温する温熱用品をいう。ただし、東京都が定める基準(以下「基準」という。)の「測定方法」及び「算出方法」により摂氏40度以上に昇温するものに限る。)</p>	<p>(1) 品名 (2) 原材料名 (3) 最高温度 (4) 平均温度 (5) 持続時間 (6) 大きさ及び個数 (7) 有効期限 (8) 使用方法 (9) 使用上の注意 (10) 保存方法 (11) 不良品の取替え等 (12) 裏面注意の記載 (13) 事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号</p>	<p>(1) 品名は、「使いすてカイロ」と表示すること。 (2) 原材料名は、成分重量の割合の多い順に表示すること。 (3) 最高温度は、基準の「測定方法」及び「算出方法」により得た最高の温度を表示すること。 (4) 平均温度は、基準の「測定方法」及び「算出方法」により得た平均温度を表示すること。 (5) 持続時間は、「測定方法」及び「算出方法」により得た持続時間を表示すること。 (6) 大きさ及び個数は、次のア及びイにより表示すること。 ア 大きさは、内包装の大きさを、縦及び横の長さで、センチメートルの単位により表示すること。 イ 個数は、一つの外包装内にある一使用単位の個数を表示すること。 (7) 有効期限は、次のア、イ又はウに準じて表示すること。 ア 有効期限 平成23年〇月 イ 有効期限 23年〇月 ウ 有効期限 2011. 〇 (8) 使用方法は、商品ごとに分かりやすく表示すること。 (9) 使用上の注意は、次のアからエまでについて必要な表示をすること。 ア 低温やけど防止のための注意 イ 就寝時の安全な使用に関する注意 ウ 子供や身体の不自由な人、皮膚の弱い人等の使用に関する注意 エ 使用後の廃棄方法に関する注意 (10) 保存方法は、次のア及びイについて必要な表示をすること。 ア 直射日光をさけ、涼しい所に保存すること。 イ 幼児の手の届く所に置かないこと。 (11) 不良品の取替え等について、必要な表示をすること。 (12) 裏面注意もよく読むようにとの表示をすること。 (13) 表示すべき事項は、最小販売単位ごとにその包装の見やすい箇所に見やすいように印刷、押印の方法により表示すること。</p>

<p>(昭和 57. 4. 1 施行) (平成 23. 4. 1 一部改正) (令和 1. 7. 1 一部改正)</p>		<p>なお、表示すべき事項のうち、(3)から(6)まで及び(12)の事項は外包装の表側に表示することとし、その他の表示すべき事項は、外包装の裏側に一括して表示すること。</p> <p>(14)表示に用いる文字は、表示すべき事項(3)から(6)まで及び(12)については日本産業規格Z 8 3 0 5 (活字の基準寸法) に規定する8ポイントの活字以上の大きさとし、その他の表示すべき事項のうち、見出しについては8ポイントの活字以上、本文については6ポイントの活字以上の大きさによること。ただし、外包装の全表面積が200平方センチメートル未満のものにあつては、8ポイントを6ポイントに、6ポイントを5. 5ポイントに替えることができる。</p> <p>なお、表示に用いる文字は、地色と対照的な色とすること。</p>
<p>8. 冷蔵庫用脱臭・消臭剤 (冷蔵庫<冷凍庫を含む。以下同じ。>内に据え置き、臭気を除去する効果を有する製品をいう。)</p>	<p>(1) 成分 (2) 有効期間 (3) 使用上の注意 (4) 事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号</p>	<p>(1) 成分は、脱臭・消臭効果のある成分を物質名で表示するが、成分の特定が化学的に不可能な場合は、総称名で表示すること。</p> <p>(2) 有効期間は、製品としての性能を有すると事業者が認める期間を、月又は年の単位で表示すること。取り替え時の目安を表示する場合は、消費者に分かりやすいように表示すること。</p> <p>(3) 使用上の注意は、事業者が製品ごとに消費者に分かりやすいように表示すること。</p> <p>事業者が認める、冷蔵庫の大きさに応じた使用上の目安を表示すること。</p> <p>(4) 表示すべき事項は、最少販売単位ごとにその容器又は包装の見やすい箇所に見やすいように表示すること。ただし、容器又は包装に表示することが困難なものについては、容易に離れないように取り付けた下げ札に表示することができる。</p> <p>なお、表示すべき事項のうち、(1)から(3)までの事項は、一括して表示すること。</p> <p>(5) 表示に用いる文字は、見出しについては、日本産業規格Z 8 3 0 5 (活字の基準寸法) に規定する8ポイントの活字以上、本文については6ポイントの活字以上の大きさによること。ただし、前記活字の大きさを使用することが困難なものにあつては、見出しについては6ポイントの活字以上、本文については5ポイントの活字以上の大きさによることができる。</p>

<p>(昭和 61. 2. 1 施行) (令和 1. 7. 1 一部改正)</p>		<p>なお、表示に用いる文字は、地色と対照的な色とすること。</p>
<p>9. 家庭用ゴム・ビニール手袋（炊事、洗濯、掃除、園芸等家庭での各種作業に使用するゴム製及び合成樹脂製の手袋）</p> <p>(平成元. 12. 1 施行) (平成 23. 4. 1 一部改正) (令和 1. 7. 1 一部改正)</p>	<p>(1) 原材料名 (2) 寸法 (3) 使用上の注意 (4) 事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号</p>	<p>(1) 材料名は、天然ゴム、合成ゴム、塩化ビニール樹脂、ポリエチレン等製品の性質を判別し得る主な材料名を表示すること。ただし、塩化ビニール樹脂製にあつては可塑剤と付記すること。</p> <p>(2) 寸法は、次のア及びイにつき、センチメートルの単位で表示すること。ただし、反復使用を目的としない製品（使い捨てのもの）でその旨表示したものの場合は、寸法の表示を省略することができる。</p> <p>ア 全長（手袋を押さえた状態で、中指の先端から手袋の市端までの距離）</p> <p>イ 掌部のまわり（手袋を押さえた状態で、人さし指の付け根から小指の付け根までの距離（掌部の幅）の2倍）</p> <p>(3) 使用上の注意は、次のア及びイについて必要な表示をすること。</p> <p>ア 皮膚かぶれ等に関する注意</p> <p>イ 次の(ア)から(オ)までのうち、製品の特性等を勘案のうえ必要な事項を表示すること。</p> <p>(ア) 清潔を保つことに関する注意</p> <p>(イ) 油脂、薬品等に対する注意</p> <p>(ウ) 熱に対する注意</p> <p>(エ) とがったもの、鋭利な刃物等に対する注意</p> <p>(オ) その他使用上及び保管上必要な注意</p> <p>(4) 表示すべき事項は、最小販売単位ごとに包装又は本体の見やすい箇所に見やすいように表示すること。表示すべき事項のうち、(1)から(3)までについては、それぞれ見出しを付けて、一括表示（枠で囲ってまとめて表示）すること。</p> <p>(5) 表示に用いる文字は、日本産業規格Z 8 3 0 5（活字の基準寸法）に規定する8ポイントの活字以上の大きさとする。</p> <p>なお、複数の手袋をまとめて包装したものは、「入り数」を、右手又は左手専用のものであればその旨をそれぞれ表示すること。</p>